

社会福祉法人 にいがた寿会
役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 にいがた寿会（以下「当法人」という）定款第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員には、別に定める「役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の費用弁償に関する規程」に基づき、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。